

健康保険の資格を失う方の保険証は 確実に回収・返却をお願いします!

資格を失った保険証による医療機関等への受診で、

不要な医療費支出が1年で *約 7 億 円* 発生しています!

不要な医療費支出 ⇒ 保険料率上昇の大きな要因に…

迅速・確実な保険証回収のために

「退職される方」「扶養からはずれるご家族」がいらっしゃる場合は、必ず次の3点をお伝えください。

回収した保険証は日本年金機構に提出いただく「資格喪失届」「被扶養者異動届」に必ず添付をお願いします。

現在お使いの保険証は退職日の翌日から無効となること。

ご家族(被扶養者)が扶養からはずれた場合 → 扶養からはずれた当日から保険証は無効

無効保険証を事業所へすみやかに返却いただくこと。

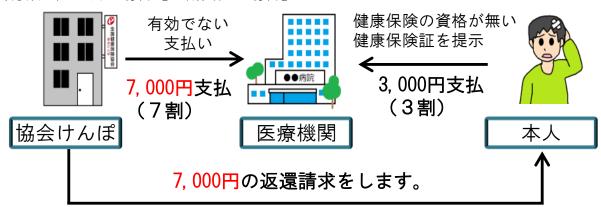
資格喪失届・被扶養者異動届を提出する際に、添付できなかった保険証が回収できた場合は、協会けんぽへすみやかにご返却ください。

新たな健康保険の加入手続きをすみやかにしていただくこと。

Q. 資格を失った保険証を使用してしまったらどうなる?

A. 後日、医療費を返還していただくことになります。

例:医療費総額10,000円の場合【3割負担の場合】



Q 保険証を返却しなかったらどうなる?

▲ 資格喪失届等に保険証の添付ができず「返不能」として届出られた場合は、資格喪失後受診を未然に防ぐため、日本年金機構及び協会けんぽから、直接本人へ保険証の無効と返却のお知らせを送付し、保険証の返却を求めています。

【ご確認ください】

- 保険証の有効・無効の判断は病院などの窓口ではできません。「提示した時になにも言われてなかったので使える」というのは誤りです。退職後や扶養からはずれた後は、新たに加入手続きを行って発行された保険証を提示しましょう。
- ▶ 保険証は「1人1枚」です。いちばん新しい保険証以外に保険証をお持ちの方は、保険 証の発行元にすみやかに返却しましょう。
- ▶ 退職後に健康保険任意継続の手続きをされた方にも、新たな保険証が発行されます。退職前に使用していた保険証は返却してください。
- ▶ 定年再雇用などで、同日付の資格喪失届・資格取得届を行った場合も、新たな保険証が 発行されます。資格を喪失した保険証は返却してください。

全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ東京

検索

【お問い合わせ先】業務第一グループ

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/

電 話 03-6853-6111 (自動音声案内 2番→2番を選択)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く) 住 所 〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス7階